

江刺総合支所 5 階旧議場使用上の留意事項について

R6.6.25

R7.12.3 改訂

江刺総合支所 5 階旧議場の使用を開始しました。研修会や講演会、報告会等の場として積極的にご活用ください。使用に関しては以下のとおりの取扱いとしますので、留意願います。

1 旧議場を使用するに当たっては、研修会等が以下のいずれかに該当することが必要です。

- (1) 本市が主催するもの。
- (2) 本市が構成団体として参加する機関、団体が主催するもの。
- (3) 本市が共催または後援するもの。
- (4) 市内の中学校及び高等学校が、児童生徒を対象に開催するもの。

2 使用時は次の点を必ず遵守してください。

- ・使用中は所管部署の職員が同席すること。
- ・開催時間を通しての同席が困難な場合は、開始前に使用についての指導を適切に行うとともに開始時及び終了時には立会い対応すること。
- ・その他「奥州市庁舎等管理規則」に従うこと。

3 使用方法について

事業の主催・共催等の所管部署において、グループウェアの「施設予約」にて事前予約の上で使用します。「施設予約」入力の際は、使用内容及び使用人数も入力してください。

※備え付けの音響設備等は使用できません。マイクを使用する場合は、デジタル戦略係に別途予約するなどして対応してください。

※庁内 Wi-Fi 及び公共 Wi-Fi を整備しました (R7)。

4 その他

座席数	合計 122 席 (議員席 22 席、当局席 32 席、議長席 1 席、事務局長席 1 席、傍聴席 66 席)
使用可能時間	開庁日の 8:30~17:15 ※上記以外の日及び時間帯は江刺総合支所地域支援グループに応相談

